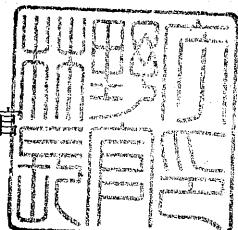


26林政政第286号
平成26年9月24日

全国木材協同組合連合会会長 殿

林野庁長官



個人情報の保護に関する法律等の遵守に関する周知徹底の要請について

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき、個人情報を取り扱う全ての事業者に対して、その適正な取扱いが求められております。こうした中で、今般、教育関係事業者において、多数の個人情報が漏えいするという事案が発生しました。

農林水産省では、農林水産省が所管する分野及び個人情報保護法第36条第1項ただし書により農林水産大臣が主務大臣に指定された特定の分野（以下「農林水産分野」という。）における事業者等（以下「農林水産関係事業者」という。）が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、農林水産関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として、「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成21年農林水産省告示第924号）を策定しており、林野庁としても、本ガイドラインを踏まえ、個人情報の取扱いを巡る問題の再発防止に向けて、個人情報の保護の重要性と農林水産関係事業者が講ずべき具体的な措置についての周知徹底に一層取り組むこととしております。

つきましては、貴団体におかれましても、会員各社等に対し、別紙により、社内の安全管理措置、委託先以降に関与する農林水産関係事業者の監督、外部からの適正な個人情報の取得を含めた個人情報保護法等の遵守に関し万全を期することについて、周知徹底を図っていただくよう要請いたします。

(別紙)

以下の点について、特段の注意を払いつつ、下記1及び2を参考に、貴団体及び委託先等の事業者における個人情報の適正な取扱いに万全を期すよう、お願いします。

- トップが率先して、団体内における個人情報の管理体制を構築し、役員クラスの責任者の任命や、個人情報を取り扱う専門部署の設置等、十分な措置を講じること。
- 委託先がある場合には、その委託先の安全管理措置の実施が十分かを確認すること。
また、委託先が再委託をする場合には、事前に承認を求めるようにするとともに、再委託先による安全管理措置の実施が十分かを確認すること。再々委託先以降についても同様の扱いとすること。
- 第三者から個人情報を取得する場合には、当該情報について、その入手方法等を確認すること。適法に入手されていることが確認できないときには、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、取引の自粛を含め、慎重に対応すること。

記

1 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づく個人情報取扱事業者の守るべきルールの徹底

個人情報の適正な取扱いを行うべく、「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成21年農林水産省告示第924号。以下「ガイドライン」という。）に沿った点検を行う。その際、例えば、以下のような項目について十分チェックを行う。

○利用目的の特定（法第15条関係）

農林水産関係事業者（農林水産省が所管する分野及び法第36条第1項ただし書により農林水産大臣が主務大臣に指定された特定の分野における事業者等をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

○利用目的による制限（法第16条関係）

農林水産関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

○適正な取得（法第17条関係）

農林水産関係事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

○取得時の利用目的の通知等（法第18条関係）

農林水産関係事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

農林水産関係事業者は、契約書、懸賞応募はがき、アンケートやユーザー入力画面への打込みなど書面等により、直接本人から個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

○データ内容の正確性の確保（法第19条関係）

農林水産関係事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

【具体的な措置例】

- ・個人データ入力時の照合・確認手続の整備
- ・記録事項の更新
- ・保存期間の設定

○安全管理措置（法第20条関係）

農林水産関係事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

【具体的な措置例】

- ・組織的管理措置
個人情報の取扱いに関する内部規程の整備、安全性に関する監査の実施、個人情報保護管理者（農林水産関係事業者の個人情報の取扱いに関する責任者をいう。）の設置その他の安全確保のための組織体制の整備に関する措置。
- ・技術的管理措置
外部からの不正アクセスからの防御に関するシステムの構築及び情報の暗号化、個人データへのアクセス制限その他の個人データの取扱いに関する技術的措置。
- ・人的管理措置
個人情報の取扱いに関する内部規程の周知徹底、教育研修の実施その他の措置。

○従業者の監督（法第21条関係）

農林水産関係事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

【具体的な措置例】

- ・個人データを取り扱う従業者*に対する教育研修等の実施
- *従業者とは、正社員のみならず、役員、契約社員、アルバイト等を含む。

○委託先の監督（法第22条関係）

農林水産関係事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

【具体的な措置例】

- ・個人情報保護措置の委託契約内容への明記
- ・再委託の際の監督責任の明確化 等

【その他の対応】

- ・委託元での安全管理措置（法第20条）と同等の措置が委託先でも講じられるような監督が求められる。
- ・再委託の場合、委託先が適正な再委託を選定しているか、委託先が再委託先に対して十分な監督を行っているかなど、委託元は把握し、適切な指導をする必要がある。

2 内部関係者の不正行為による情報漏えいを防止するセキュリティ対策の徹底

内部不正による情報漏えいを防止するための適切なセキュリティ対策を講じるべく、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が策定した「組織における内部不正防止ガイドライン」に沿った点検を行う。その際、チェックシートの活用とともに、例えば、以下のようない項目について、十分チェックを行う。

なお、個人情報を営む営業秘密の漏えいに関しては、「営業秘密管理指針」（経済産業省作成）において、不正競争防止法（平成5年法律第47号）上の営業秘密として保護を受けるために望ましい管理方法等が示されているので、営業秘密についてはこちらに沿った点検を行うよう留意されたい。

組織における内部不正防止ガイドライン

<http://www.ipa.go.jp/security/fy24/reports/insider/>

セキュリティ対策の見直しに関する注意喚起文（7月10日）

<http://www.ipa.go.jp/security/announce/20140710-insider.html>

営業秘密管理指針

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>

【具体的な措置例】

- ・アクセス権設定
重要な情報が保管されているファイルやデータベースについて、適切なアクセス権限を付与すること。
- ・物理的管理
重要な情報が保管されているファイルやデータベースについて、情報の持ち出し・可搬媒体等の持込みの監視を行うこと。
- ・証拠確保
重要な情報が保管されているファイルやデータベースについて、定期的な操作履歴の監視・監査を行うこと。